平成２８年（フ）第４２４０号
大阪市中央区千日前１丁目７番５号相合ビル201
債務者　八木亜季子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３１３号
大阪府摂津市庄屋１丁目15番13―405号センチュリーマンション
債務者　阪田　永治
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７０号
大阪市港区波除２丁目４番22―1101号
債務者　藤田　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１４号
大阪府高槻市野田４丁目12番１号　メロディハイム201号
債務者　安藤奈美代
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４２号
大阪府豊中市螢池北町２丁目３番14号
債務者　山野　裕子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５３号
大阪市此花区高見１丁目４番51―309号
債務者　ＴＫ設備工業ことＴＫメンテナンスこと　髙橋　哲也
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５９号
大阪府枚方市津田東町３丁目23番28号
債務者　藤橋　昭子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７３１号
大阪府枚方市渚栄町４番６号
債務者　筒井　敬三
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７６９号
大阪市東淀川区瑞光２丁目10番24号　瑞光グリーンハイツ　102号
債務者　金田　　崇
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７０号
大阪市東成区深江北１丁目５番16―305号
債務者　藤本　直人
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮、前住所大阪市此花区伝法１丁目４番９―104号
債務者　清藤　真一
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７６号
大阪府枚方市松丘町３番１―402号
債務者　伊藤　真論
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２号
岡山県倉敷市玉島黒崎新町10番地５　ブルームーン201号室
債務者　池田　拓夢
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市福井98番地４　シティハイツ福井107号室
債務者　加藤　亜紀
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８１９０号
千葉県千葉市緑区大椎町106―２、住民票上の住所千葉県市原市廿五里1069―４
債務者　堀内　一成
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２４３号
東京都豊島区西池袋２丁目６―17―101
債務者　大原　崇一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２４８号
東京都大田区下丸子２丁目24―27―313
債務者　松川みゆき
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部